3　第一項の報告書の提出は、企業型記録関連運営管理機関を通じて行うものとする。ただし、事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。	（新設）
（権限の委任） **第七十一条**　法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十一号及び第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一～六　（略） 七　法第五十条に規定する権限（第二十七条第一項の報告書の提出に係る権限を除く。） 八～十三　（略）	（権限の委任） **第七十一条**　法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十一号及び第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 一～六　（略） 七　法第五十条に規定する権限 八～十三　（略）
2　（略）	2　（略）

様式第七号を次のように改める。

様式第七号　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年三月一日から施行する。ただし、第二十条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則第二十七条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百二十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （再集計等における平均定期給与額） **第三十三条**　（略） 2　（略）	**附　則** （再集計等における平均定期給与額） **第三十三条**　（略） 2　（略）

3　令和三年八月一日から令和四年七月三十一日までの間における失業等給付の算定に係る自動変更対象額等の変更にあつては、第二十八条の四の平均定期給与額は、厚生労働省において再集計した額と同様の統計的手法により再集計した額に係る毎月勤労統計の値を基に作成した毎月勤労統計における労働者一人当たりの給与の額をいう。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。